

2 ■ 労働市場法規等

[平成30年7月6日改正施行]

労働施策総合推進法（旧雇用対策法）	
<p>労働施策総合推進法は、国が、<u>少子高齢化による人口構造の変化等の経済社会情勢の変化</u>に対応して、<u>労働に関し</u>、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、労働市場の機能が適切に發揮され、<u>労働者の多様な事情に応じた雇用の安定及び職業生活の充実並びに労働生産性の向上</u>を促進して、労働者がその有する能力を有効に發揮することができるようにして、これを通じて、<u>労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上</u>とを図るとともに、経済及び社会の発展並びに<u>完全雇用</u>*の達成に資することを目的とする（法1条）。</p>	<p>職業能力開発促進法は、<u>労働施策総合推進法と相まって</u>、公共に奉仕する<u>公共職業安定所</u>その他の職業安定機関が、関係行政府又は関係団体の協力を得て職業紹介事業等を行うこと、職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業等が<u>労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整</u>に果たすべき役割に鑑みその適正な運営を確保すること等により、各人にその有する能力に適合する職業に就く機会を与え、及び産業に必要な労働力を充足し、もって職業の安定を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする（法1条）。</p>
<p>労働者派遣法は、<u>職業安定法と相まって</u>労働力の需給の適正な調整を図るために労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、<u>派遣労働者の保護等</u>を図り、もって派遣労働者の<u>雇用の安定その他福祉の増進</u>に資することを目的とする（法1条）。</p>	<p>労働契約法は、労働者及び使用者の<u>自主的な交渉</u>の下で、労働契約が合意により成立し、又は変更されるという<u>合意の原則</u>その他労働契約に関する基本的事項を定めることにより、<u>合理的な労働条件の決定</u>又は<u>変更</u>が円滑に行われるようすることを通じて、<u>労働者の保護</u>を図りつつ、<u>個別の労働関係の安定</u>に資することを目的とする（法1条）。</p>

*「完全雇用」とは、失業率が0%になることではなく、非自発的失業者が存在しない状態をいう。一般に「完全雇用」とは、失業率3%を下回ることをいう。失業には、景気低迷による企業の採用減などが原因である「需要不足失業」と、景気の変動とは無関係で雇用のミスマッチなどが主因となる「構造的失業」がある。景気拡大で需要不足失業がゼロになり、簡単には減らない構造的失業だけが残った時の失業率を、「構造的失業」

「**失業率**」又は「**均衡失業率**」と呼ぶ。

なお、令和元年（2019年）平均の完全失業率は2.4%、完全失業者数は162万人で4万人減少し、10年連続の減少となった。

《参考：令和3年の統計調査》

総務省統計局「労働力調査（基本集計）2021年（令和3年）平均結果」によると、令和3年（2021年）平均の完全失業率は「2.8%（前年2.8%）」、完全失業者数は「193万人」と2万人増加し、11年ぶりの増加となった令和2年に引き続き増加となった。

- ・外国人労働者数…173万人（過去最高を更新）
- ・派遣労働者数…169万人（前年比8.0%増）
- ・雇用障害者数…59万8千人（過去最高を更新）

● ドッキング条項のまとめ

	ドッキング条項
労働安全衛生法	労働基準法と相まって
労働関係調整法	労働組合法と相俟って
職業安定法	労働施策総合推進法と相まって
職業能力開発促進法	労働施策総合推進法と相まって
労働者派遣法	職業安定法と相まって